

5. 学群履修細則

(1) 人文・文化学群履修細則

平成 19 年 4 月 1 日
人文・文化学群部局細則第 3 号

改正 平成 20 年人文・文化学群部局細則第 3 号
改正 平成 22 年人文・文化学群部局細則第 3 号
改正 平成 23 年人文・文化学群部局細則第 3 号
改正 平成 24 年人文・文化学群部局細則第 3 号
改正 平成 25 年人文・文化学群部局細則第 1 号
改正 平成 26 年人文・文化学群部局細則第 1 号
改正 平成 27 年人文・文化学群部局細則第 1 号
改正 平成 28 年人文・文化学群部局細則第 1 号
改正 平成 28 年人文・文化学群部局細則第 2 号
改正 平成 28 年人文・文化学群部局細則第 3 号
改正 平成 29 年人文・文化学群部局細則第 1 号
改正 平成 30 年人文・文化学群部局細則第 1 号
改正 平成 31 年人文・文化学群部局細則第 1 号
改正 令和 2 年人文・文化学群部局細則第 1 号

人文・文化学群履修細則

(趣旨)

第 1 条 この部局細則は、筑波大学学群学則（平成 16 年法人規則第 10 号。以下「学群学則」という。）第 1 条の 2 第 1 項、第 25 条、第 25 条の 2、第 28 条、第 31 条、第 33 条、第 35 条第 3 項、第 39 条及び第 40 条の規定に基づき、人文・文化学群における人材養成に関する目的その他教育研究上の目的（次条において「人材養成目的」という。）、教育課程の編成及びその履修に関し必要な事項を定めるものとする。

(人材養成目的)

第 1 条の 2 学群においては、学群学則第 1 条の 2 第 1 項に基づき、4 年間の多様で質の高い教育を通して、優れたコミュニケーション能力と人に対する豊かな洞察力をもち、国際的にも活躍できる人材を養成することを目的とする。

2 各学類の人材養成目的は、次の表のとおりとする。

学 類	人材養成目的
人文学類	「人間とは何か」という問いを根底におき、人間存在とその諸活動の所産としての文化全般について主体的に考察しうるとともに、グローバル化が進展する世界における諸問題に積極的に関与し発言しうる、真に教養のある人材を養成することを目的とする。
比較文化学類	人類が築いてきた様々な文化を、「学際性」と「現代性」という問題意識のもとに比較・検討し、それを通じてひとつの学問分野に閉ざされることのない、開かれた知と批判的思考力を持った人材を育成する。また、国際的なコミュニケーション能力によって、グローバル化する社会に求められる問題解決能力と交渉力を備えた人材を養成することを目的とする。
日本語・日本文化学類	日本語を含む日本文化を総合的に捉えるとともに、世界の言語・文化の中で相対的に捉える力を養い、これによって、異言語・異文化を背景とする人たち、あるいは次世代の人たちに、日本語と日本文化を適切に発信し伝えていくための専門知識と能力を身につけた文化の創造者たる人材を育成することを目的とする。

(主専攻分野)

第2条 学群学則第25条の部局細則で定める主専攻分野は、次の表のとおりとする。

学 類	主 専 攻 分 野
人 文 学 類	哲学、史学、考古学・民俗学、言語学
比 較 文 化 学 類	比較文化
日 本 語 ・ 日 本 文 化 学 類	日本語・日本文化学

2 前項に定めるもののほか、Japan-Expert（学士）プログラム特別入試で入学した者に係る主専攻分野として、日本語・日本文化学類に日本語教師養成主専攻を置くものとする。

(履修方法等)

第3条 主専攻分野別の「専門科目」、「専門基礎科目」及び「基礎科目」ごとの卒業に必要な履修科目及び修得単位数は、別表第1のとおりとする。

2 人文学類にあつては、主専攻分野を選択するにあたって、あらかじめ履修すべき授業科目及び単位数は、別表第2のとおりとする。

(履修科目の登録の上限)

第4条 学群学則第33条第1項の部局細則で定める履修科目の登録の上限は、45単位とする。

2 学群学則第33条第2項の部局細則で定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる場合の要件及び単位数は、別表第3のとおりとする。

(主専攻分野以外の学際的な分野に係る履修方法等)

第5条 主専攻分野以外の分野で、学際的な分野を選択しようとする学生の取扱いについては、学類教育会議及び学群運営委員会の議を経て、学群長がその都度定める。

(成績の評価)

第6条 学群学則第35条第3項の部局細則で定めるP及びFの評語を用いることができる授業科目は、「フレッシュマン・セミナー」、「学問への誘い」並びに「Japan-Expert フレッシュマン・セミナー」とする。

(早期卒業)

第7条 学群学則第40条に規定する早期卒業の対象者及び基準は、別表第4のとおりとする。

(雑則)

第8条 この部局細則に規定するもののほか、主専攻分野の選択時期、早期卒業の申請時期、卒業研究の選択及び提出時期、履修科目の登録の上限45単位に含めない科目、その他学類における授業科目の履修に関し必要な事項は学類教育会議の議を経て、学類長が定め学内に公示するものとする。

附 則
この部局細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平20. 2. 12 人文・文化学群部局細則第3号）
この部局細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平22. 2. 19 人文・文化学群部局細則第3号）
この部局細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平23. 2. 23 人文・文化学群部局細則第3号）
この部局細則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平24. 2. 22 人文・文化学群部局細則第3号）
この部局細則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平25. 1. 31 人文・文化学群部局細則第1号）
この部局細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平26. 2. 27 人文・文化学群部局細則第1号）
この部局細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平27. 1. 22 人文・文化学群部局細則第1号）
この部局細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平28. 1. 21 人文・文化学群部局細則第1号）
この部局細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平28. 3. 3 人文・文化学群部局細則第2号）
この部局細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平28. 6. 23 人文・文化学群部局細則第3号）
この部局細則は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（平29. 2. 17 人文・文化学群部局細則第1号）
この部局細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平30. 2. 7 人文・文化学群部局細則第1号）
この部局細則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平31. 3. 5 人文・文化学群部局細則第1号）
この部局細則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令2. 1. 23 人文・文化学群部局細則第1号）
この部局細則は、令和2年4月1日から施行する。

卒業に必要な履修科目及び修得単位数																						
主専攻分野	専門科目						基礎科目						計									
	必修科目	単位数	選択科目	単位数	自由科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目	単位数	自由科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目	単位数	自由科目	単位数				
日本語・日本文化学	卒業論文	6	AE13, AE14 (AE14を1単位以上を占むこと)	35~55			日本語・日本文学 化研究法	1	AE56	4												
			AE10A	1			体育	3														
			AE10B	3			第1外国語(英語)	4	総合科目 (学上基礎科目)	2												
			AE10C	3			第2外国語(初修外国語)	4	総合科目 (学上基礎科目)	2												
			AE10D	3			情報	4	総合科目 (学上基礎科目)	2												
			AE10E	3			国語・II	2	総合科目 (学上基礎科目)	2												
			AB61~69 AB71~79 AB81~89 AB91~99 AC60~AC66 BB111~BB119 BB16, BB19	0~20			第2外国語(初修外国語)	4	総合科目 (学上基礎科目)	2												
							情報	4	総合科目 (学上基礎科目)	2												
							国語・II	2	総合科目 (学上基礎科目)	2												
							国語・II	2	総合科目 (学上基礎科目)	2												
単位合計	6		48~75	0		1		16~30	0			19			1~11	0		0	26	98	0	124

(注)

1. この表に掲げる単位は、卒業に必要な最少の教値を求す。
2. 同一の授業科目を重複して、他の科目欄の授業科目とすること又は同一の科目欄の他の授業科目とすることはできない。
3. 各科目欄に掲げる記号及び番号は、授業科目番号で、当該記号及び番号で始まる授業科目のグループを表す。
4. 「総合科目」、「体育」、「外国語」、「情報」、「国語」、及び「芸術」は、それぞれ当該授業科目として開設しているものうちから履修する。
5. AB, AC, BB1で始まる授業科目については、当該開設学類における履修制限等の指示に従うものとする。

(日本語・日本化学類) Japan-Expert (学士) プログラム日本語教師養成コース

主専攻分野	卒業に必要な履修科目及び修得単位数										計														
	専門科目			専門基礎科目			共通科目				関連科目			単位数	必修科目	選択科目	自由科目	合計							
	必修科目	単位数	自由科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目	単位数	自由科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目						単位数	自由科目	単位数				
日本語教師養成	卒業論文	6	AE13, AE14	32~52		日本語・日本文化研究法	1	AE56	4	総合科目 (Japan-Expert プラッフェン、ゼミナール、フリップ、シマシマ、ゼミナール、学問への誘い)	3	総合科目 (学上基礎科目)	1					37	98	0	135				
			AE18	3		Japan-Expert 総論	1	AE53	3	体育	3	総合科目 (学上基礎科目)	1												
			AE10A	1					AE54	3															
			AE10B	3					AE55	1	第1外国語 (日本語)	15	総合科目 (体育、外国語)	0~10											
			AE10C	3					AE5	5~19	第2外国語 (英語)	4	総合科目 (芸術*注6)	4											
			AE10D	3					AB50		情報	4													
			AE10E	3					AB60																
			AB61~69	0~20					AB70																
			AB71~79						AB80																
			AB81~89						AB90																
		AB91~99						AC50																	
		AC60~66						AC56																	
		BB111~						BB110																	
		BB111~																							
		BB119																							
		BB16, BB19																							
単位合計	6		48~75	0	2	0	2	16~30	0	29	1~11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	37	98	0	135	

(注)

- この表に掲げる単位は、卒業に必要な最少の敷値を表す。
- 同一の授業科目を重複して、他の科目欄の授業科目とすること又は同一の科目欄の他の授業科目とすることはできない。
- 各科目欄に掲げる記号及び番号は、授業科目番号で、当該記号及び番号で始まる授業科目のグループを表す。
- 「総合科目」、「体育」、「外国語」、「情報」、「国語」、及び「芸術」は、共通科目として開設しているもののうちから履修する。
- AB, AC, BB1で始まる授業科目については、当該開設学類における履修制限等の指示に従うものとする。
- 「日本画実習」「書A・B・C」は、共通科目の「芸術」とはならない。
- 関連科目は、Japan-Expert共通科目として指定した授業科目の中から1単位以上を含むこと。

別表第2 (第3条2項関係)

(人文学類)

学 類	主 専 攻 分 野 の 選 択 条 件 と し て 履 修 す べ き 指 定 科 目 及 び 単 位 数														
	専 門 科 目						基 礎 科 目					目			
	単 位 数	選 択 科 目	単 位 数	自 由 科 目	単 位 数	必 修 科 目	単 位 数	選 択 科 目	単 位 数	必 修 科 目	単 位 数	選 択 科 目	単 位 数	自 由 科 目	単 位 数
哲 学	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
史 学	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
考 古 学 ・ 民 俗 学	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
言 語 学	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1. この表に掲げる単位数は、主専攻分野の選択に必要な最少の数値を表す。

2. この表の各科目欄に掲げる記号及び番号は、授業科目番号で、当該記号及び番号で始まる授業科目のグループを示す。

別表第3（第4条第2項関係）

学 類	要 件	単 位 数
人文学類	前年度において、卒業要件として修得すべき単位を36単位以上修得し、その80%以上が「A+」「A」の評価で修得していること。	54単位
比較文化学類	(1)前年度において、卒業要件として修得すべき単位を40単位以上修得し、その80%以上が「A+」「A」の評価で修得していること。	54単位
	(2)学類長が特別な事情があると認めた者。	
日本語・日本文化学類	(1)前年度において、卒業要件として修得すべき単位を40単位（秋学期入学者の1年次にあつては20単位）以上修得し、その80%以上が「A+」「A」の評価で修得していること。	学類長が個別に上限を決定する
	(2)学類長が特別な事情があると認めた者。	

別表第4（第7条関係）

学 類	対 象 者	基 準
人文学類	<p>(1) 2年次を終了する時点において、当該主専攻が指定する専門基礎科目 12 単位を修得し、かつ当該主専攻が指定する専門科目をほぼ修得している者。</p> <p>(2) 2年次の終了時までには修得した単位のうち、卒業の要件となる単位を、90%以上が「A+」「A」の評価で修得している者。</p>	<p>(1) 本学に3年以上在学し、卒業の要件として定められている所定の単位を、90%以上が「A+」「A」の評価で修得したと認められること。</p> <p>(2) 修得した専門科目及び専門基礎科目の合計単位を90%以上が「A+」「A」の評価の優秀な成績で修得したと認められること。</p> <p>(3) 卒業論文の内容が特に優秀であると認められること。</p>
比較文化学類	<p>(1) 2年次終了時までには卒業の要件として必要な単位数を90単位以上修得し、かつ、その修得すべき単位のうち、80%以上を「A+」「A」の評価で修得している者。</p> <p>(2) 地域研究イノベーション学位プログラム（ASIP）試験合格者にあつては、2年次終了時までには卒業の要件として必要な単位数を90単位以上修得し、かつ学類長が特別に認めたもの。</p>	<p>(1) 学類の卒業要件を満たしていること。</p> <p>(2) 卒業論文が優秀であること。</p>
日本語・日本文化学類	<p>(1) 2年次終了時までには卒業の要件として必要な単位数を100単位以上修得し、かつ、その修得すべき単位のうち、90%以上を「A+」「A」の評価で修得している者。</p> <p>(2) 秋学期入学者にあつては、3年次秋学期終了時までには各年次に指定された必修科目をすべて含む卒業要件科目を100単位（ただし、日本語教師養成主専攻の学生にあつては110単位）以上修得し、かつ、その修得すべき単位のうち、70%以上が「A+」「A」の評価であること及び3年次春学期から卒業論文演習（または卒業研究演習）を履修し、4年次秋学期終了時までには卒業要件を満たすことが見込める者。</p>	<p>(1) 学類の卒業要件を満たしていること。</p> <p>(2) 卒業論文（または卒業研究）が極めて優秀であること。</p> <p>(3) 授業に対する日常的な取り組みが極めて優秀であること。</p>